

有価証券報告書

事業年度 自 2020年4月1日
(第67期) 至 2021年3月31日

株式会社フレンドリー

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第67期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
4 【経営上の重要な契約等】	13
5 【研究開発活動】	13
第3 【設備の状況】	14
1 【設備投資等の概要】	14
2 【主要な設備の状況】	14
3 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【自己株式の取得等の状況】	21
3 【配当政策】	21
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	22
第5 【経理の状況】	32
1 【財務諸表等】	33
第6 【提出会社の株式事務の概要】	61
第7 【提出会社の参考情報】	62
1 【提出会社の親会社等の情報】	62
2 【その他の参考情報】	62
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第67期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	株式会社フレンドリー
【英訳名】	FRIENDLY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國 吉 康 信
【本店の所在の場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
【電話番号】	072-874-2747
【事務連絡者氏名】	取締役営業本部長 田 之 頭 悟
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
【電話番号】	072-874-2747
【事務連絡者氏名】	取締役営業本部長 田 之 頭 悟
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	7,890,758	7,250,427	6,875,848	6,749,672	1,894,105
経常損失(△) (千円)	△144,512	△96,293	△203,507	△522,603	△458,262
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△356,874	37,519	△454,533	△2,603,683	△252,380
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	4,175,062	4,175,062	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	13,599,281	13,599,281	2,855,699	2,855,699	2,855,699
A種優先株式	1	1	1	1	1
純資産 (千円)	1,034,288	1,069,881	1,594,603	△1,028,009	△1,280,436
総資産 (千円)	4,773,095	3,984,965	4,981,949	2,937,339	1,561,245
1株当たり純資産額 (円)	453.25	473.64	406.43	△515.89	△607.21
1株当たり配当額 (円)					
(内1株当たり中間配当額)					
普通株式	—	—	—	—	—
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
A種優先株式	—	—	—	—	—
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△268.94	21.76	△176.39	△915.67	△91.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	20.05	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.7	26.8	32.0	△35.0	△82.0
自己資本利益率 (%)	△29.7	3.6	△34.1	△919.1	—
株価収益率 (倍)	—	93.1	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△158,375	77,969	△202,794	△443,973	△1,084,324
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△150,473	669,758	△109,743	△709,255	771,067
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△751,323	1,500,531	△47,616	△93,046
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	599,526	595,930	1,783,924	583,080	176,777
従業員数 (名)	154 (1,002)	142 (894)	144 (861)	129 (871)	23 (315)
株主総利回り (%)	83.5	76.0	60.0	53.8	18.7
(比較指標：TOPIX) (%)	(112.3)	(127.4)	(118.1)	(104.1)	(145.0)
最高株価 (普通株式) (円)	271	223	2,500 (250)	1,753	1,450
最低株価 (普通株式) (円)	222	201	1,301 (130)	1,400	354

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用すべき関連会社はありません。
- 4 第63期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 第65期から第67期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第63期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 第67期の自己資本利益率については、期首及び期末の自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
- 8 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、第65期の株価については、株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
- 9 A種優先株式の最高株価及び最低株価は、非上場であるため該当事項はありません。

2 【沿革】

当社は、日本フードサービス株式会社(実質上の存続会社)の株式の額面金額の変更のため、1978年8月1日を合併期日として、同社を吸収合併いたしました。

合併前の当社は休業状態であり、したがって法律上消滅した日本フードサービス株式会社が実質上の存続会社であるため、会社の沿革につきましては、実質上の存続会社について記載しております。

1954年8月	大阪市浪速区霞町に、資本金500千円をもって株式会社すし半を設立し、すし専門店「すし半新世界店」を経営。
1959年6月	商号を河重産業株式会社に変更。
1968年6月	商号を日本フードサービス株式会社に変更。
1971年8月	日本ファーストフードサービスインダストリ株式会社(資本金10,000千円、大阪市浪速区)を吸収合併。
1971年10月	大阪府大東市に、郊外型大型レストラン1号店「ステーキ日本大東店」、和食レストラン「すし半大東店」出店。
1972年4月	本店を大阪市浪速区恵美須町に移転。
1974年3月	大阪府門真市に巢本工場新設。
1977年1月	「ステーキ日本」をファミリーレストラン「フレンドリー」に業態を変更。ファミリーレストランのチェーン展開を開始。
1978年8月	株式の額面金額変更のため日本フードサービス株式会社(旧商号陸水組)に吸収合併。 同時にダイトチ株式会社、東京フードサービス株式会社、日本食品販売株式会社と同時合併。
1978年10月	本店を大阪府大東市寺川に移転。野崎工場を建設。巢本工場設備を移転。
1984年8月	大阪府堺市に、居酒屋風シーフードレストラン1号店「ボンズ鳳店」出店。
1985年4月	商号を株式会社フレンドリーに変更。
1986年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場。
1987年4月	大阪市淀川区宮原に新大阪本社事務所を設置。
1987年5月	野崎工場増設完了。
1987年7月	全額出資の子会社エフ・アール興産株式会社を設立。
1993年8月	大阪市淀川区宮原新大阪本社事務所を廃止。大東市の本店へ統合。
1997年4月	居酒屋風シーフードレストラン「ボンズ」を和食レストラン「団欒れすとらん・ボンズ」に業態を転換。
2002年2月	野崎工場ISO9002認証取得。
2003年3月	野崎工場ISO9001認証取得。
2003年4月	品質保証システム構築。
2005年3月	大阪府東大阪市に地鶏と旬魚・旬菜1号店「つくしんぼう布施南口駅前店」を出店。
2005年4月	大阪府枚方市に産直鮮魚と寿司・炉端1号店「源べい東香里店」を出店。
2009年9月	大阪府寝屋川市に釜揚げ讃岐うどん1号店「香の川製麺寝屋川昭栄町店」を出店。
2009年10月	大阪市中央区に新・酒場なじみ野1号店「なじみ野南海難波駅前店」を出店。
2011年6月	野崎工場を廃止。
2011年9月	本社移転(隣接地)。
2012年12月	全額出資の非連結子会社エフ・アール興産株式会社を清算結了。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場。
2013年9月	大阪府堺市にフレッシュフレンドリー1号店「フレッシュフレンドリー美原店」を出店。
2014年8月	主要取引先金融機関である株式会社りそな銀行と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構に対して、事業再生計画に対する再生支援の申込みを行い、支援決定を受ける。
2014年10月	株式会社地域経済活性化支援機構に対して第三者割当による転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行、並びに株式会社りそな銀行に対する債務の株式化を行い、資本金4,175百万円となる。
2017年4月	大阪市城東区に海鮮うまいもんや1号店「マルヤス水軍古市店」を出店。
2017年10月	大阪市住吉区にカフェレストラン1号店「ゴッツ我孫子店」を出店。
2018年5月	株式会社地域経済活性化支援機構による転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の行使により、資本金4,675百万円となる。
2018年6月	株式会社ジョイフルによる公開買付けにより同社の子会社となる。
2019年1月	減資により資本金100百万円となる。

2020年6月 「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」以外の業態全49店舗を閉店

3 【事業の内容】

当社は、親会社である株式会社ジョイフルを中心とする企業グループに属し、関西地区を中心にフードサービス事業である「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」をチェーン展開しております。株式会社ジョイフルは、洋食メニューを中心としたレストラン事業を国内で展開しております。

4 【関係会社の状況】

- (1) 親会社である株式会社ジョイフルの状況について、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 関連当事者情報」において記載しているため、記載を省略しております。
- (2) 株式会社ジョイフルは、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

				2021年3月31日現在
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
23 (315)	48.5	18.9	5,345	

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 4 当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。
- 5 当社はコロナ禍のなか事業の存続を図る観点から、当事業年度に49店舗の閉店と本社人員の削減を行ったため、従業員数が前事業年度末から106名(臨時従業員の平均雇用人員は556名)減少しております。

(2) 労働組合の状況

1983年7月1日にフレンドリー労働組合を結成しております。

2021年3月31日現在における組合員数は11人で、上部団体として全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に属しております。

なお、労使関係は円満な関係を持続しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

- ①低価格競争、店舗数拡大競争とは一線を画し、「おいしい・たのしい・こちいい」の三要素トータルの付加価値の提供を競争力の源泉とします。
- ②経営スタイルを店舗ごとの採算を重視するスタイルとします。
- ③顧客満足度の向上と社員の自主性を尊重する企業風土を確立します。

「お客様満足度」の向上を徹底して追求していくことによりお客様の支持の回復を図るとともに、既存店の集客力の回復により収益改善を図ります。

(2) 目標とする経営指標

資本効率の向上、指標としては営業利益、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率を重視した経営に努めてまいります。

また、経済環境の変化や競争・競合に対する優位性（劣位性）を示す指標として、既存店売上高の推移にも着目してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

経営環境の変化とお客様のニーズに対して、的確・迅速に対応し、既存業態の再構築を図ることにより、早期の業績回復（営業利益の黒字化）と復配に目途を立てることが最優先であると考えます。

市場戦略として、①業態における「コンセプト」を設定し、商品・サービス・プロモーションのトータルでの施策を実施します。②顧客満足度（CS）の向上を考え方・判断の基軸とします。（「おいしい・たのしい・こちいい」の具現化が、CSの向上に繋がるかを常に考え追求します。）③各店の立地・競合状態に応じた競争力対策を実施します。

利益・組織戦略として、①店舗作業の抜本的見直し及び採用・訓練体制の見直しによる店舗業務の効率化と、きめ細かいコストコントロールの徹底により、個店ごとの採算を向上させます。②業務の抜本的見直し・改善と更なるスリム化により、本社部門の生産性向上と仕入部門のコストダウンを図ります。

(4) 会社の対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続くと考えております。

当社は、前事業年度において重要な当期純損失を計上し、債務超過となりました。

当事業年度におきましては、事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の発出及び営業時間の短縮要請により売上高が減少した結果、当期純損失を計上し、当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしております。

現状では新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いていることから、営業債務の支払い及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じております。また、当事業年度におきましては債務超過が解消されず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が続いております。

当該状況を解消すべく、当社ではこれまで、店舗段階での営業利益額の範囲内で本社などの間接部門の運営を行うべく本部経費の削減等、経営資源の効率的運用及び香の川製麺の収益率を更に高める観点から、本社の遊休施設を活用して追加の投資を行わずに「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、従来各店舗で実施していた「仕込み作業」を集中的に行う体制に全店移行し、「カミサリー」により店舗作業がシンプルになることに伴い、更なる店舗オペレーションの向上に寄与してまいりました。

また、1月からは売上高改善に向けて商品の品揃えを変更し、カミサリーの効果を活かした低価格で販売する実験を行っております。

さらに今後の事業運営に必要な資金を、不動産の売却と金融機関からの調達により行う予定であります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社は、フードサービス事業を行っているため、食品衛生法による規制を受けています。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、飲食店を営業するに当たっては、食品衛生管理者を置き、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

当社では、店舗における食材の管理・取扱い並びに設備機器、従業員等の衛生状態について十分留意し、定期的に厳格な衛生検査を実施しております。また、外注先に対しても同様に厳しい基準を要求しておりますが、食中毒事故を起こした場合、食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止、営業の禁止、営業許可の取消を命じられることがあります。

また、環境の保護に関して、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等、各種環境保全に関する法令の制限を受けております。環境関連規制をはじめとするこれらの法的規制が強化された場合、法的規制に対応するための新たな費用が増加することにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食材について

食材につきましても、過去の事例として、鳥インフルエンザ、食材の偽装、残留農薬等食材についての安全性や信頼性が疑われる問題が生じると、需給関係に変動が生じる事態も予想され、良質な食材を安定的に確保することが難しくなることが懸念されます。

当社におきましては、食材の品質保証システムを構築し、衛生管理と検査体制を確立しておりますが、このような事態が発生すれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策について

出店にあたっては、社内基準に基づき、出店候補地の商圏人口、交通量、競合店状況、賃借料等種々の条件を検討したうえで、選定を行っております。ただし当社の出店条件に合致した物件がなく、計画通りに出店ができない場合や、出店後に立地環境等に変化が生じた場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社の都合により、賃貸借契約の期限前に不採算店を閉鎖することがあります。その場合、店舗の減損処理に加え、差入保証金・敷金の返還請求権を放棄することによる店舗閉鎖損失が生じることがあります。なお、好採算店であっても、賃貸人の事情により閉店を余儀なくされる場合があり、賃貸人の財政状況によっては保証金・敷金の回収が困難となる可能性があります。

このような事態が発生すれば、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 店舗が近畿圏に集中していることについて

当社の店舗は2021年3月末において近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に100%（内大阪府下67%）集中しております。このため、地震予知連絡会の予測にある南海トラフ巨大地震等広範囲な大災害が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 固定資産の減損について

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により、当社の資産について、今後の事業収支の状況及び資産時価の状況によっては、今後新たな固定資産の減損処理が必要となった場合に、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 感染症の流行に関するリスク

新型インフルエンザや新型コロナ等のウイルスが全国的に流行し、感染が拡大及び長期化した場合は、当社の店舗の営業及び稼動を縮小又は停止する可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 継続企業の前提に関する事項について

当社は、前事業年度において重要な当期純損失を計上し、債務超過となりました。

当事業年度におきましては、事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の発出及び営業時間の短縮要請により売上高が減少した結果、当期純損失を計上し、当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしております。

現状では新型コロナウイルス感染症の収束は見え、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いていることから、営業債務の支払い及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じております。また、当事業年度におきましても債務超過が解消されず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が続いております。

当該状況を解消すべく、当社ではこれまで、店舗段階での営業利益額の範囲内で本社などの間接部門の運営を行うべく本部経費の削減等、経営資源の効率的運用及び香の川製麺の収益率を更に高める観点から、本社の遊休施設を活用して追加の投資を行わずに「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、従来各店舗で実施していた「仕込み作業」を集中的に行う体制に全店移行し、「カミサリー」により店舗作業がシンプルになることに伴い、更なる店舗オペレーションの向上に寄与してまいりました。

また、1月からは売上高改善に向けて商品の品揃えを変更し、カミサリーの効果を活かした低価格で販売する実験を行っております。

さらに今後の事業運営に必要な資金を、不動産の売却と金融機関からの調達により行う予定であります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、2020年2月以降、コロナ禍により大変厳しい状況に陥りましたが、7月以降は多くの財・サービスで前向きな変化が表れるなど、持ち直しの動きがみられていたものの、2021年1月には首都圏を中心に2度目の緊急事態宣言が発出され、第3波の影響が顕著になるなど、厳しい状況で推移いたしました。

当外食業界においても、2020年2月の第1波以降外食需要が急激に減少し始め、需要の戻りが弱いまま第2波、第3波の影響を受け、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社におきましても、第1四半期会計期間の業績が第66期の「年間赤字額」に匹敵するほど急激な悪化をいたしました。そのため、事業の存続を図る観点から、2020年6月4日に発表しました「店舗の閉店等に関するお知らせ」のとおり、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」以外の業態を全て閉店することにいたしました。

これにあわせて、収益構造の抜本的な見直しを図るとともに、飲食業として引き続き永続的・安定的に成長できる基盤づくりのため、引き続きQSC（クオリティー、サービス、クリンネス）の向上に取り組んでまいりました。

ア 収益構造の抜本的な見直し

継続的な食材原価や販売費及び一般管理費の見直しや、本社機能のスリム化のため主に親会社と管理機能をシェアード化するとともに、上記の大規模退店にあわせて、従業員に希望退職等を募るなど、事業存続のために抜本的な見直しに取り組みました。

イ QSCの向上

クオリティー施策では、提供品質を向上すべく「仕入からお客様の口元」までの食材の流れを一貫して見直し、「熱いものは熱く、冷たいものは冷たく、お客様が期待される時間に鮮度の良いおいしい料理が提供できる」ように提供品質の改善を進めてまいりました。さらに、食の安全・衛生管理施策として、引き続き「フレンドリー品質基準」の構築と、従業員への教育を徹底することにより、衛生管理・検査体制を確立するとともに厳格に運用してまいりました。

サービス施策では、何度も店舗に足を運んでいただけるよう「お迎えからお見送り」までの一連の接客を見直し、特にお客様の印象に残りやすいお迎え時の接客レベルの向上に努めてまいりました。

クリンネス施策では、お客様目線で店舗クリンネス状態の確認を実施するとともに、老朽化した設備に関しましては、修繕を行いお客様に快適に過ごしていただける店舗環境作りを進めてまいりました。

これらの結果、当事業年度末の店舗数は前事業年度末から49店舗減少し、「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」27店舗のみとなりました。

以上の取り組みを行いました。コロナ禍による第1四半期会計期間中の臨時休業に伴う売上高の急減や、休業期間中の給与や家賃など各種固定費の負担の影響は甚大であったこと、第2四半期会計期間から当事業年度末まで引き続き売上高が回復せず、既存店舗の客数が前期比21.0%減となった結果、当事業年度の売上高は1,894百万円（前期比4,855百万円の減、71.9%減）、営業損失は643百万円（前期は営業損失541百万円）、経常損失は458百万円（前期は経常損失522百万円）、当期純損失は252百万円（前期は当期純損失2,603百万円）となりました。

<参考：計画値との比較分析>

上半期におきましては、売上高は計画比マイナス10百万円（計画 985百万円）、営業損失は計画比プラス7百万円（計画 △590百万円）、経常損失は計画比プラス31百万円（計画 △514百万円）、四半期純損失は固定資産の売却益が計画を100百万円上回ったこと及び店舗閉鎖損失引当金の戻入額49百万円、資産除去債務の戻入額54百万円がそれぞれ計画外であったため計画比プラス191百万円（計画 △403百万円）と計画を上回る状況で推移いたしました。

下半期におきましては、10月以降は消費動向が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復するとの前提に基づいて計画を算定しておりましたが、11月から3波の兆候が現れ、1月には関西地域も緊急事態宣言が発出されたことにより売上高は計画比マイナス242百万円（計画 1,161百万円）で推移し、厳しい状況になりました。

以上の結果、通期では売上高は計画比マイナス252百万円（計画 2,146百万円）、営業損失は計画比マイナス79百万円（計画 △563百万円）と計画を下回りましたが、時短要請協力金55百万円及び雇用調整助成金等22百万円を営業外収益に計上した結果、経常損失は計画比プラス13百万円（計画 △471百万円）、当期純損失は計画比プラス113百万円（計画 △366百万円）と計画を上回りました。

② キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末比406百万円減少して176百万円となりました。その要因は、営業活動により1,084百万円減少、投資活動により771百万円増加、財務活動により93百万円減少したことによるものであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前期比640百万円減少して△1,084百万円となりました。主な減少要因は、税引前当期純損失234百万円、店舗閉鎖損失引当金の減少額313百万円、事業整理損失引当金の減少額209百万円、有形固定資産売却益159百万円、仕入債務の減少額99百万円、未払金の減少額67百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、前期比1,480百万円増加して771百万円となりました。収入の主な要因は、有形固定資産の売却による収入755百万円、差入保証金の回収による収入377百万円、支出の主な要因は資産除去債務の履行による支出327百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、前期比45百万円減少して△93百万円となりました。主な要因は、関係会社長期借入金の返済による支出93百万円等であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

記載すべき事項はありません。

(b) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目	仕入高(千円)	前期比(%)
肉類	108,384	41.8
パン・米類	102,292	49.1
野菜・果物類	96,283	37.0
グロッサリー類	68,284	28.4
魚介類	66,745	13.0
ソース類	59,383	49.6
ドリンク類	9,211	2.3
その他	36	2.2
合計	510,622	25.6

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当社はコロナ禍のなか事業の存続を図る観点から、当事業年度に49店舗の閉店を行ったため、仕入実績が前事業年度から1,483,043千円減少しております。

(c) 受注実績

当社はフードサービス事業であり、受注高及び受注残高について記載すべき事項はありません。

(d) 販売実績

当事業年度における販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

業態区分・都道府県	販売高(千円)	構成比(%)	前期比(%)	
釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺	大阪府	1,207,333	66.1	98.2
	京都府	190,217	10.4	90.5
	兵庫県	76,137	4.2	93.0
	奈良県	162,282	8.9	77.2
	和歌山県	189,770	10.4	96.9
	計	1,825,742	100.0	94.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記以外の販売実績として閉店店舗に係る販売高が68,363千円あります。

3 当社はコロナ禍のなか事業の存続を図る観点から、当事業年度に49店舗の閉店を行ったため、販売実績が前事業年度から4,855,567千円減少しております。従って、上記の前期比は「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」のみの販売実績を比較したものとなっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

① 財政状態について

	前事業年度	当事業年度	増減
資産 (百万円)	2,937	1,561	△1,376
負債 (百万円)	3,965	2,841	△1,123
純資産 (百万円)	△1,028	△1,280	△252
自己資本比率 (%)	△35.0	△82.0	△47.0
1株当たり純資産額 (円)	△515.89	△607.21	△91.32

資産は、前期末比1,376百万円減少して1,561百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少406百万円、土地の減少596百万円、差入保証金の減少392百万円によるものです。

負債は、前期末比1,123百万円減少して2,841百万円となりました。主な要因は、買掛金の減少99百万円、資産除去債務（流動負債）の減少388百万円、店舗閉鎖損失引当金の減少313百万円、事業整理損失引当金の減少209百万円、関係会社長期借入金の減少93百万円等によるものです。

純資産は、前期末比252百万円減少してマイナス1,280百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の減少292百万円、土地再評価差額金の増加40百万円等によるものです。

その結果、当期末の自己資本比率は、前期末比47.0ポイント減少してマイナス82.0%となりました。

② 経営成績の分析及び経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、資本効率の向上のため指標として営業利益、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率を重視した経営に努めており、2021年3月期の営業利益はマイナス643百万円、売上高営業利益率はマイナス34.0%、自己資本当期純利益率は自己資本がマイナスとなったため記載できないこととなりました。

主な要因及び対策につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」・「第5 経理の状況」に記載のとおりであり、また、経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」・「2 事業等のリスク」に詳しく記載しております。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の2021年3月期のキャッシュ・フローは「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に詳しく記載しております。

当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報については、以下のとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、商品仕入の他、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、また、投資を目的とした資金需要は営業店舗の業態転換に伴う設備投資によるものであります。

資金需要を満たすための資金は、原則として、営業活動によるキャッシュ・フローを財源としますが、不足する資金需要に対応する場合には円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保及び財務の健全性・安定性を維持するため、銀行または親会社から借入を行う方針です。資金調達を行う際は、期間や国内外の市場金利動向等、また自己資本比率、自己資本当期純利益率といった財務指標への影響度等を総合的に勘案しながら、最適な調達を実施します。

なお、当事業年度末における有利子負債の残高は2,290百万円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は176百万円となっております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えています。

固定資産の減損処理

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。将来この回収可能価額が減少した場合、減損損失が発生し、利益に影響を与える可能性があります。

資産除去債務

当社は、営業店等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し、「資産除去債務に関する会計基準」に基づき過去の実績等から合理的な見積りを行い資産除去債務を計上しております。しかしながら、新たな事実の発生等に伴い、資産除去債務の計上額が変動する可能性があります。

⑤ 今後の方針について

ア低価格競争、店舗数拡大競争とは一線を画し、「おいしい・たのしい・ここちいい」の三要素トータルの付加価値の提供を競争力の源泉とします。

イ経営スタイルを店舗ごとの採算を重視するスタイルへ転換します。

ウ顧客満足度の向上と社員の自主性を尊重する企業風土を確立します。

「お客様満足度」の向上を徹底して追求していくことによりお客様の支持の回復を図るとともに、既存店の集客力の回復により収益改善を図ります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、主に業態区分別に記載しております。

1 【設備投資等の概要】

(1) 当事業年度の設備投資等の総額は10,011千円であり、その内訳は次のとおりであります。

①本社設備	4,801千円
②その他機器更新入替等	5,210千円

(2) 当事業年度において著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

売却

事業所（業態）	物件名	所在地	売却時期	設備の内容	前期末帳簿価額 (千円)
産直鮮魚と寿司・ 炉端源べい	榎原店	奈良県榎原市	2020年9月	土地	172,129
産直鮮魚と寿司・ 炉端源べい	泉北豊田店	大阪府堺市	2020年9月	土地	267,337
産直鮮魚と寿司・ 炉端源べい	巢本店	大阪府門真市	2020年9月	土地	13,032
賃貸店舗	枚方貸土地	大阪府枚方市	2021年3月	土地	143,762

2 【主要な設備の状況】

(1) 事業所別設備の状況

2021年3月31日現在における重要な各事業所の設備、従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所 (業態)	所在地	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (人)
			有形固定資産					投資その他 の資産	合計	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品	計			
釜揚げ讃岐 うどん 香の川製麺	大阪府	店 舗 18店	88,496	—	209,204 (1,340) [24,539]	0	297,701	201,809	499,510	9
	京都府	店 舗 3店	26,591	—	(—) [3,522]	0	26,591	13,000	39,591	2
	兵庫県	店 舗 1店	0	—	(—) [1,745]	0	0	7,657	7,657	1
	奈良県	店 舗 2店	5,125	—	(—) [3,799]	0	5,125	16,841	21,967	1
	和歌山県	店 舗 3店	15,492	—	(—) [3,452]	0	15,492	28,861	44,354	2
	計	店 舗 27店	135,706	—	209,204 (1,340) [37,056]	0	344,911	268,169	613,080	15
本社	大阪府	本社 事務所 他	2,659	0	129,472 (1,456) (—)	1,503	133,635	5,000	138,635	8
賃貸店舗 (転貸店舗含 む)	大阪府他	店 舗 3店	0	—	69,557 (1,327) [3,223]	0	69,557	29,000	98,557	—

- (注) 1 帳簿価額は減損損失計上後の金額であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。また、金額には消費税等を含んでおりません。
 2 投資その他の資産には、長期前払費用、差入保証金を含んでおります。
 3 土地欄の()は自社所有の土地の面積であり、[]は賃借している土地の面積であります。

(2) 店舗設置状況

2021年3月31日現在における店舗の所在地・開店年月・客席数は次のとおりであります。

「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」

店名	開店年月	所在地	客席数
寝屋川昭栄町店	2009年9月	大阪府寝屋川市昭栄町11番40号	90
狭山くみの木店	2010年1月	大阪府大阪狭山市茱萸木4-326-1	108
八尾楠根店	2010年5月	大阪府八尾市楠根4-31-4	100
和歌山次郎丸店	2010年5月	和歌山県和歌山市次郎丸229-1	108
香芝五位堂店	2010年6月	奈良県香芝市瓦口30-1	104
川辺店	2010年7月	和歌山県和歌山市里10-1	90
枚方招堤店	2010年7月	大阪府枚方市西招堤町2174-1	108
枚方津田店	2010年8月	大阪府枚方市津田北町1丁目32-22	100
堺福田店	2010年9月	大阪府堺市中央区福田1089-4	108
向日店	2010年9月	京都府向日市鶏冠井町清水11番地	100
伊川谷店	2010年10月	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1356-1	90
羽曳野店	2010年11月	大阪府羽曳野市野々上3丁目7番地1	90
法隆寺店	2011年3月	奈良県北葛城郡河合町大字川合938-1	90
鴻池店	2011年4月	大阪府東大阪市鴻池町2丁目7番16号	80
泉大津店	2019年4月	大阪府泉大津市千原町1丁目57-1	105
守口大日店	2019年6月	大阪府守口市大日東町35-8	104
堺宿院店	2019年6月	大阪府堺市堺区中之町東1-30	110
西大路七条店	2019年6月	京都府京都市下京区七条御所ノ内北町92番地	122
茨木店	2019年7月	大阪府茨木市上穂東町2-10	106
美原店	2019年8月	大阪府堺市美原区平尾299-3	110
住之江店	2019年8月	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3-3-14	124
古市店	2019年9月	大阪府大阪市城東区古市3-22-23	124
山科店	2019年9月	京都府京都市山科区上山坂尻町1番地	108
貝塚店	2019年9月	大阪府貝塚市石才230-1-1	126
築地橋店	2019年10月	和歌山県和歌山市舟津町1丁目10番地	126
瓢箪山店	2019年10月	大阪府東大阪市若草町1-1	129
長吉店	2019年11月	大阪府大阪市平野区长吉出戸7-2-67	102

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

事業所名	設備の内容 (所在地)	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
店舗（大阪府他）	機器更新入替等	30,061	—	自己資金又は借入金	2021年5月	2021年11月	(注) 2
本社（大阪府）	駐車場工事等	1,223	—	自己資金又は借入金	2021年4月	2021年6月	(注) 2

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,180,000
A種優先株式	1
計	6,180,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,855,699	2,855,699	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1	1	—	(注) 1, 2
計	2,855,700	2,855,700	—	—

(注) 1 A種優先株式は、現物出資（債務の株式化 400,000千円）によって発行されたものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

①優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、基準日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、②に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

②優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

③累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

④非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

①残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額（以下「A種残余財産分配額」という。）を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、(ii)解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii)400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から解散日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

②非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「取得日」という。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、(ii)取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii)400,000,000円に取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、2029年10月1日以降いつでも、A種優先株式償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」という。）に、A種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付すると引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、(i)400,000,000円、(ii)A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び(iii)400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条2項に関する定めはしていない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年5月14日 (注) 1	普通株式 14,957,714 A種優先株式 —	普通株式 28,556,995 A種優先株式 1	500,335	4,675,398	500,335	3,055,867
2018年10月1日 (注) 2	普通株式 △25,701,296 A種優先株式 —	普通株式 2,855,699 A種優先株式 1	—	4,675,398	—	3,055,867
2019年1月19日 (注) 3	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 2,855,699 A種優先株式 1	△4,575,398	100,000	—	3,055,867

- (注) 1. 2018年5月14日付で無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権が行使されたことにより、発行済株式総数が14,957,714株、資本金が500,335千円及び資本準備金が500,335千円増加しております。
2. 2018年6月22日開催の第64回定時株主総会の決議により、2018年10月1日付で株式併合（10株を1株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）を行っております。これにより、発行済株式総数は25,701,296株減少し、2,855,699株になっております
3. 2018年12月18日開催の臨時株主総会決議により、会社法第447条第1項の規定に基づき、2019年1月19日を効力発生日として、資本金を4,575,398千円減少させ、その金額をその他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

①普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	10	46	11	17	4,355	4,440	—
所有株式数(単元)	—	656	523	16,889	114	49	10,275	28,506	5,099
所有株式数の割合(%)	—	2.30	1.83	59.25	0.40	0.17	36.05	100.00	—

(注) 自己株式3,658株は、「個人その他」に36単元、「単元未満株式の状況」に58株を含めて記載しております。

②A種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

①普通株式

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	1,496	52.46
株式会社きずな	大阪市天王寺区真法院町23番20号	167	5.87
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	65	2.30
中川 裕章	東京都江東区	39	1.37
前田 保	大阪市福島区	25	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	18	0.66
重里 育孝	大阪市天王寺区	18	0.65
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	18	0.64
中原 真也	鳥取県鳥取市	10	0.35
齋藤 吉成	埼玉県新座市	10	0.35
計	—	1,868	65.52

(注) 1 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は総て信託業務に係る株式数であります。

② A種優先株式

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	1	100.00
計	—	1	100.00

(注) 上記に記載している株式会社りそな銀行所有のA種優先株式は、議決権を有していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有 議決権数の割合 (%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	14,960	52.55
株式会社きずな	大阪府天王寺区真法院町23番20号	1,674	5.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	656	2.30
中川 裕章	東京都江東区	390	1.37
前田 保	大阪府福島区	253	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	187	0.66
重里 育孝	大阪府天王寺区	184	0.65
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	182	0.64
中原 真也	鳥取県鳥取市	100	0.35
齋藤 吉成	埼玉県新座市	100	0.35
計	—	18,686	65.64

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,847,000	28,470	—
単元未満株式	普通株式 5,099	—	(注) 2
発行済株式総数	2,855,699	—	—
総株主の議決権	—	28,470	—

(注) 1. A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」(注)に記載しております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式58株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川 三丁目12番1号	3,600	—	3,600	0.13
計	—	3,600	—	3,600	0.13

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	61	46
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	3,658	—	3,658	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分については、中長期的な視点から、企業体質の強化と今後の事業展開のための内部留保の蓄積及び株主に対する安定配当の継続を基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当性向30%程度を目安に企業収益と安定配当を考慮して決定しております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、厳しい業績に鑑み、誠に遺憾ながら無配といたしました。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念「お店はお客様のためにある。お客様のお役に立ち、みんなで幸せになろう。物も心も豊かになろう」をベースに、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためにコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

ア 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務めております。その他メンバーは監査等委員でない取締役2名、監査等委員である取締役3名の計6名で構成されております。経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会は、社内取締役4名(2021年6月28日現在)と社外取締役2名の合議制で運営され、頻繁に開催できる体制を保つことで意思決定の迅速性と相互牽制システムを高めること、衆知を結集することで経営の妥当性と効率性を高めること、また、監査等委員会が業務執行取締役を監査・監督することでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることに努めております。更に、企業経営や日常業務については顧問弁護士に、会計上の課題については会計監査人に助言・指導を受けられる体制を採っております。

イ 監査等委員である取締役、監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、社外監査等委員である取締役2名の計3名で構成されております。東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、独立性の高い法務的知見の豊富な弁護士を届け出ております。

監査等委員会監査の実施状況等については、「(3) 監査の状況 ①監査等委員会監査の状況」に記載しております。

ウ 経営会議

当社では業務執行における経営課題について情報を共有・協議し、経営意思決定のための協議機関として経営会議を随時開催しております。会議は代表取締役社長が議長を務め、監査等委員でない取締役2名、常勤監査等委員である取締役1名、執行役員1名のほか、各部門の幹部が出席し、コーポレート・ガバナンスの実効性が高まるよう努めております。

現状の体制を採用する理由

経営の監視機能の客観性・中立性という面で各部門の責任者である業務執行取締役が、他の部門についても積極的に意見を開陳しており、また社外のチェックという観点からは、専門的知識を有した独立性の高い社外監査等委員である取締役2名を選任することにより、法務等の専門知識と幅広い経験と知識に基づく監査が実施されることとなり、また、その客観的な意見を経営に反映させることで十分に監視機能を果たせる体制が整っていると考えております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(◎は議長又は委員長を表す)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	國吉 康信	◎	—	◎	◎
業務執行取締役	小椋 知己	○	—	○	○
業務執行取締役	田之頭 悟	○	—	○	○
常勤監査等委員である取締役	若林 弘之	○	◎	○	○
社外監査等委員である取締役	渋谷 元宏	○	○	—	○
社外監査等委員である取締役	後藤 研晶	○	○	—	○
執行役員	八木 徹	—	—	○	○

- b. 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。
 - c. 取締役会は、財務報告および財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。
 - v) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。
- イ 業務執行取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
- i) 当社は業務執行取締役・執行役員の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営をめざして公正に意思決定がなされていることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。
 - ii) 職務執行に係る重要情報、文書については、情報管理規程に基づいて作成、保存管理する。
 - 当社における重要情報、文書
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 業務執行取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
 - リスク管理報告書
 - 重要な業務執行に関する契約書
 - その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等
 - iii) 業務執行取締役、監査等委員である取締役、会計監査人ならびに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。
 - iv) 内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して審査を行う。
- ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i) 当社は、クライシスマネジメントを含む全社的なリスク管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりのリスク管理に関する体制を整備する。
 - ii) 当社は、全社的リスク管理を目的とした危機管理規程を策定する。
 - iii) 各業務執行取締役・執行役員は、イ. で定めた情報管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上のリスク管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。
 - iv) 損失が現実化したとき、または損失が現実化するおそれのあるときは、危機管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる業務執行取締役・執行役員のもとリスク対策本部を設置する。
 - v) 当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、もしくは既存のリスクの消滅などに伴い、危機管理規程については適宜見直しを行う。
- エ 業務執行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。
 - ii) 効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。
 - iii) 一定のサイクルで経営会議を開催し、随時、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。
 - iv) 職務分掌規程、組織・職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化をはかるものとする。
- オ 企業集団における業務の適正を確保する体制
- i) グループ経営に関する事項は、親会社において報告・協議するが、当会社固有の事項および具体的な施策に関しては、経営の自主性・独自性を保持する。法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築している。
また、親会社より取締役の派遣を受けているが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしている。
- カ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i) 当社は、監査等委員会の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。
 - ii) 当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査等委員会補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査等委員会の判断に基づくものとする。
 - iii) 監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。

- キ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社は、監査等委員会がその職務を公正に行いうるような以下の体制を整備する。
 - ii) 内部監査室構成員の人事異動等については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - iii) 監査等委員会からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の業務執行取締役・執行役員との指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。
- ク 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する事項
- i) 当社は監査等委員会による権限行使が適正になされるよう、また監査等委員会の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。
 - ii) 業務執行取締役・執行役員及び使用人は監査等委員会に主に以下の報告を行う。
 - a. 取締役会で決議した事項ならびに経営会議で協議した重要事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - c. 業務執行取締役・執行役員が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実に関する事項
 - d. 内部監査の実施状況
 - e. 内部通報の内容
 - f. その他監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項
 - iii) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の業務執行取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ケ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 代表取締役と監査等委員会は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、意思疎通をはかることにより監査業務を効果的なものとする。
 - ii) 監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行うほか、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。
 - iii) 当社は、監査等委員会から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- コ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、「反社会的勢力に対する行動指針」を制定し、基本方針、体制の整備、対応マニュアルを以下の通り規定している。
- i) 基本方針
当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除するとともに、反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。すなわち（１）反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもたない。（２）不当要求は拒絶する。（３）資金提供は絶対に行わない。
 - ii) 体制の整備（項目のみ記載）
 - a. 組織全体としての対応
 - b. 外部専門機関との連携
 - c. 情報の収集
 - d. 社内での研修・教育
 - iii) 対応マニュアル
平素の準備、有事の対応、具体的要領を記載
- ④ 企業統治に関するその他の事項
- （業務執行取締役及び監査等委員である取締役と役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結した場合）
- 当社は、保険会社との間で、当社業務執行取締役及び監査等委員である取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

(会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合)

該当事項はありません。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は8名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の選任決議は、それぞれ区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。また、解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

ア 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

ウ 業務執行取締役及び監査等委員である取締役の責任免除

当社は、業務執行取締役及び監査等委員である取締役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、業務執行取締役(取締役であった者を含む。)及び監査等委員である取締役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

⑨ 種類株式について

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをしたA種優先株式を発行しております。その引受先はりそな銀行であります。A種優先株主は、資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、株主総会において議決権を有していません。なお、当該A種優先株式に関する内容等については、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記述のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	國 吉 康 信	1974年7月20日	1999年1月 2007年3月 2008年3月 2009年3月 2010年3月 2011年9月 2013年10月 2018年1月 2018年4月 2020年10月 2021年1月	株式会社ジョイフル入社 同社取締役商品本部生産物流部長 同社取締役営業企画本部長 同社取締役営業本部長 同社取締役商品本部長 同社取締役経営戦略室長 同社取締役営業本部長 同社取締役市場開発本部長 同社専務取締役市場開発本部長 同社専務取締役営業本部長(現任) 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	普通株式 —
取締役 管理本部長	小 椋 知 己	1975年1月12日	2001年6月 2010年4月 2012年10月 2014年4月 2015年1月 2018年6月 2019年6月 2019年10月 2021年1月	株式会社ジョイフル入社 同社マーケティング部マーケティング室課長 同社経営戦略室課長 同社管理本部経理部長代理 同社経理部長 当社取締役管理本部長 当社取締役退任 株式会社ジョイフル経理部長(現任) 当社取締役管理本部長(現任)	(注)3	普通株式 —
取締役 営業本部長	田之頭 悟	1970年5月9日	1993年2月 2018年10月 2019年10月 2020年1月 2020年7月 2021年1月	当社入社 当社業務推進部営業管理課長 当社なじみ野・つくしんぼう事業部統括 当社商品本部商品部長 当社取締役執行役員商品部長 当社取締役営業本部長(現任)	(注)3	普通株式 —
取締役 (常勤監査等委員)	若 林 弘 之	1954年12月2日	1979年4月 1988年1月 1997年4月 2009年4月 2011年7月 2015年3月 2016年6月 2021年6月	タケダハム株式会社入社 当社入社 当社工場検査室所属 当社工場加工課長 当社コンプライアンス部課長 内部監査室品質保証センター所属 当社監査役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	普通株式 1
取締役 (監査等委員)	澁 谷 元 宏	1972年8月28日	1996年10月 2000年4月 2000年4月 2003年12月 2004年1月 2009年9月 2009年10月 2012年6月 2021年6月	司法試験合格 弁護士登録(大阪弁護士会) 淀屋橋法律事務所入所 淀屋橋法律事務所退所 比嘉法律事務所(現大阪本町法律事務所)入所 大阪本町法律事務所退所 しぶや総合法律事務所開設 代表就任(現任) 当社監査役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	普通株式 1

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)		
取締役 (監査等委員)	後 藤 研 晶	1948年10月 5日	1971年 4月 2007年 5月 2008年 3月	株式会社大分銀行入行 株式会社ジョイフル入社 株式会社ジョイフルサービス取締役業務部長	(注) 4	普通株式 —		
			2012年 3月 2020年 3月 2020年11月 2021年 1月 2021年 6月	同社取締役業務部長退任 株式会社ジョイフル監査役 同社監査役退任 当社監査役 当社取締役監査等委員 (現任)				
計							普通株式 2	

- (注) 1 2021年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 2 渋谷元宏及び後藤研晶は、社外取締役であります。
- 3 任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しております。

職名	氏名
執行役員商品・営業企画本部長	八 木 徹

- 6 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (百株)
坂 本 佳 子	1982年 5月31日生	2011年 9月 2012年12月 2012年12月 2014年12月 2015年 1月	司法試験合格 弁護士登録 (大阪弁護士会) 重次法律事務所入所 重次法律事務所退所 新谷・須田共同法律事務所入所 (現任)	普通株式 —

②社外役員の状況

ア 当社の監査等委員である社外取締役は2名であります。

監査等委員である社外取締役2名が経営の意思決定機能を持つ取締役会に出席し、弁護士及び外食関連会社経験者としての見識、専門的知識に基づき適宜質問や監査上の所感を述べ、経営への監視機能を強化しており、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの経営監視機能が監査等委員である社外取締役により十分に機能する体制が整っていると考えております。

ロ 監査等委員である社外取締役と当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係
各監査等委員である社外取締役と当社との間に記載すべき特別な利害関係はございません。

ハ 当社は、監査等委員である社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準 (一般株主と利益相反が生じるおそれがない) を参考にしております。

ニ 監査等委員である社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割につきましては、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由」に記載しております。

③ 監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

イ 監査等委員である社外取締役と会計監査人監査及び内部監査との相互連携につきましては、「(3) 監査の状況 ①監査等委員会監査の状況」に記載しております。

ロ 監査等委員である社外取締役2名は弁護士及び外食関連会社経験者として、取締役会においてそれぞれの専門的見地から発言を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名で構成されております。

監査等委員である社外取締役の渋谷元宏は、弁護士資格を有し、弁護士としての専門知識と幅広い経験・知識を有しております。監査等委員である社外取締役の後藤研晶は、金融機関及び当社の親会社である株式会社ジョイフルの常勤監査役の経験による幅広い見識を有しております。常勤監査等委員である取締役の若林弘之は、長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の事業に精通しております。

当事業年度において当社は、監査役会設置会社として監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。なお、監査役会議長は、若林弘之が務めています。

役職	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	若林弘之	全15回中15回
監査役（社外）	渋谷元宏	全15回中15回
監査役（社外）	後藤研晶	全15回中3回
監査役（社外）	川畑晴彦	全15回中3回

各監査役は監査役会において定めた当事業年度の監査方針と監査計画に従い、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席する他、重要書類の閲覧、各部門への往査、会計監査人監査の立会い等を通じて、主に取締役の職務執行を対象とした監査活動を行っております。監査役4名は会計監査人と定期的に会合を持ち、ヒアリングの実施や会計監査の結果検証及び会計監査人の評価を行い、課題についての情報交換及び意見交換を行う等、監査の実効性を高めるよう緊密な連携を保っております。

常勤監査役は上記に記載の事項を継続的、日常的に行っております。

当事業年度の監査役会は15回開催されたほか、各監査役は、監査役会での業務監査結果の審議を踏まえ、必要に応じ取締役会等の重要会議において発言を行っております。

また、内部監査部門とも監査計画や監査結果の報告のみならず、種々の課題について意見交換するなど連携を密にしております。

② 内部監査の状況

内部監査部門としては、各部門の業務監査を職務とする内部監査室が1名、食品の品質基準の維持・衛生検査を職務とする品質保証センターが2名、それぞれの職務を通じて、監査役と連携しながら事業経営の有効性と効率性を高め、かつ法令遵守を促すべく活動しております。

③ 会計監査の状況

会計監査は、会計監査人による会社法監査、金融商品取引法監査を第一義とし、必要に応じて監査役が立会うことによって会計監査人の独立性、監査の方法の監視・検証を行っております。

a. 監査法人の名称

仰星監査法人

b. 継続監査期間

2014年3月期からの8年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

田邊 太郎

許 仁九

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名である。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整

備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,700	—	17,300	—

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人からの見積り提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案のうえで監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人からの必要な資料の入手および報告の聴取を行い、前期の会計監査人の監査実績および職務の遂行状況を評価し、取締役および経営管理者の意見等を確認の上、当期の監査契約と監査計画の概要および監査時間・要員計画、報酬見積りの相当性について審議した結果、当期の会計監査人の報酬額に不合理な点はなく相当の範囲内であるものとして、会社法第399条第1項に基づき監査役全員一致でこれに同意しております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第67期定時株主総会で決議された年額2億円以内であり、当該報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。

取締役会の議長（代表取締役社長）は、親会社と協議し、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた固定報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役社長 國吉 康信

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第67期定時株主総会で決議された年額5千万円以内であり、当該報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、非 金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	233	233	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	5,244	5,244	—	—	—	1
社外役員	4,400	4,400	—	—	—	3

(注) 上記には、2020年7月31日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2021年1月26日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額（千円）	使用人兼務役員（名）	内容
11,399	3	使用人としての給与であります

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、金融機関取引の安定的・継続的な維持、原材料調達先との良好な取引関係の維持発展などの政策的な目的により株式を保有することとしております。

その保有・処分については、原則として縮減の方針でございますが、当社の経営方針との整合性や経済合理性などを総合的に検討したうえで、個別に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	9,000
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、仰星監査法人との会計基準等の情報交換を密に行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	587,080	180,777
売掛金	47,125	3,587
商品	32,424	6,178
貯蔵品	754	676
前払費用	89,398	47,017
未収入金	9,920	107,254
その他	432	23
貸倒引当金	△53	-
流動資産合計	767,082	345,516
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,835,807	1,864,451
減価償却累計額	※3 △4,738,403	※3 △1,727,296
建物(純額)	97,404	137,154
構築物	492,529	261,214
減価償却累計額	※3 △492,528	※3 △260,003
構築物(純額)	0	1,210
機械及び装置	23,124	6,345
減価償却累計額	※3 △23,124	※3 △6,345
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	2,043	2,043
減価償却累計額	※3 △2,042	※3 △2,042
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,307,454	581,893
減価償却累計額	※3 △1,307,452	※3 △580,388
工具、器具及び備品(純額)	2	1,504
土地	※2 1,211,014	※2 614,752
有形固定資産合計	1,308,421	754,622
投資その他の資産		
投資有価証券	9,000	9,000
長期前払費用	14,844	5,934
差入保証金	839,670	447,082
貸倒引当金	△1,680	△910
投資その他の資産合計	861,835	461,107
固定資産合計	2,170,256	1,215,729
資産合計	2,937,339	1,561,245

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	141,910	42,497
1年内返済予定の関係会社長期借入金	93,000	93,000
未払金	254,851	191,542
未払法人税等	24,906	42,125
未払消費税等	1,451	-
預り金	12,877	4,306
前受収益	11,646	3,360
店舗閉鎖損失引当金	320,164	6,545
事業整理損失引当金	209,345	-
資産除去債務	413,406	24,947
その他	525	525
流動負債合計	1,484,086	408,849
固定負債		
関係会社長期借入金	2,290,500	2,197,500
繰延税金負債	0	13,566
再評価に係る繰延税金負債	※2 60,062	※2 47,134
長期預り金	19,090	16,990
退職給付引当金	-	860
資産除去債務	111,610	156,782
固定負債合計	2,481,262	2,432,832
負債合計	3,965,349	2,841,681
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	3,055,867	3,055,867
その他資本剰余金	5,278,013	5,278,013
資本剰余金合計	8,333,880	8,333,880
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	540,000	540,000
繰越利益剰余金	△10,038,720	△10,331,126
利益剰余金合計	△9,498,720	△9,791,126
自己株式	△14,274	△14,320
株主資本合計	△1,079,113	△1,371,565
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	※2 51,103	※2 91,129
評価・換算差額等合計	51,103	91,129
純資産合計	△1,028,009	△1,280,436
負債純資産合計	2,937,339	1,561,245

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高		
商品売上高	6,749,672	1,894,105
売上高合計	6,749,672	1,894,105
売上原価		
商品期首たな卸高	36,526	32,424
当期商品仕入高	1,993,665	510,622
合計	2,030,191	543,046
商品期末たな卸高	32,424	6,178
売上原価合計	1,997,767	536,868
売上総利益	4,751,905	1,357,237
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	228,773	60,475
役員報酬	13,050	9,877
給料手当及び福利費	624,944	200,218
雑給	1,814,017	675,918
賞与	64,387	3,469
退職給付費用	16,652	2,216
法定福利費	186,939	84,490
福利厚生費	35,552	4,670
消耗品費	247,932	38,223
賃借料	978,949	475,458
修繕維持費	147,929	48,011
水道光熱費	446,060	223,699
租税公課	24,347	31,716
減価償却費	141,492	7,585
衛生費	60,481	23,438
その他	262,045	111,250
販売費及び一般管理費合計	5,293,555	2,000,721
営業損失(△)	△541,650	△643,484
営業外収益		
受取利息	1,083	825
受取配当金	3,244	—
受取家賃	48,720	44,030
設備賃貸料	20,536	24,363
受取手数料	2,977	2,361
助成金収入	—	166,766
雑収入	2,907	6,354
営業外収益合計	79,470	244,701
営業外費用		
支払利息	※1 17,640	※1 12,488
賃貸費用	28,509	28,619
設備賃貸費用	11,555	15,630
雑損失	2,718	2,740
営業外費用合計	60,423	59,479
経常損失(△)	△522,603	△458,262

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 159,478
店舗閉鎖損失引当金戻入額	—	54,263
事業整理損失引当金戻入額	—	24,147
資産除去債務戻入額	—	68,825
投資有価証券売却益	29,428	—
その他	2,689	—
特別利益合計	32,117	306,715
特別損失		
減損損失	※3 1,575,791	※3 55,940
店舗閉鎖損失	1,419	27,033
固定資産除却損	※4 6,519	※4 2
店舗閉鎖損失引当金繰入額	320,164	—
事業整理損失引当金繰入額	209,345	—
特別損失合計	2,113,240	82,976
税引前当期純損失(△)	△2,603,726	△234,523
法人税、住民税及び事業税	24,906	17,218
法人税等調整額	△24,948	637
法人税等合計	△42	17,856
当期純損失(△)	△2,603,683	△252,380

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	3,055,867	5,278,013	8,333,880	540,000	△6,273,482	△5,733,482
当期変動額							
当期純損失(△)						△2,603,683	△2,603,683
土地再評価差額金の取崩						△1,161,553	△1,161,553
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△3,765,237	△3,765,237
当期末残高	100,000	3,055,867	5,278,013	8,333,880	540,000	△10,038,720	△9,498,720

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△14,010	2,686,388	18,665	△1,110,449	△1,091,784	1,594,603
当期変動額						
当期純損失(△)		△2,603,683				△2,603,683
土地再評価差額金の取崩		△1,161,553				△1,161,553
自己株式の取得	△263	△263				△263
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△18,665	1,161,553	1,142,888	1,142,888
当期変動額合計	△263	△3,765,501	△18,665	1,161,553	1,142,888	△2,622,612
当期末残高	△14,274	△1,079,113	—	51,103	51,103	△1,028,009

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	3,055,867	5,278,013	8,333,880	540,000	△10,038,720	△9,498,720
当期変動額							
当期純損失(△)						△252,380	△252,380
土地再評価差額金の取崩						△40,025	△40,025
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△292,406	△292,406
当期末残高	100,000	3,055,867	5,278,013	8,333,880	540,000	△10,331,126	△9,791,126

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△14,274	△1,079,113	—	51,103	51,103	△1,028,009
当期変動額						
当期純損失(△)		△252,380				△252,380
土地再評価差額金の取崩		△40,025				△40,025
自己株式の取得	△46	△46				△46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				40,025	40,025	40,025
当期変動額合計	△46	△292,452	—	40,025	40,025	△252,426
当期末残高	△14,320	△1,371,565	—	91,129	91,129	△1,280,436

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)	△2,603,726	△234,523
減価償却費	144,011	8,995
減損損失	1,575,791	55,940
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	320,164	△313,619
事業整理損失引当金の増減額(△は減少)	209,345	△209,345
退職給付引当金の増減額(△は減少)	-	860
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△96	△823
資産除去債務戻入額	-	△68,825
受取利息及び受取配当金	△4,328	△825
支払利息	17,640	12,488
有形固定資産除売却損益(△は益)	6,519	△159,475
投資有価証券売却益	△29,428	-
その他の損益(△は益)	△35,047	△212,975
売上債権の増減額(△は増加)	28,903	43,537
たな卸資産の増減額(△は増加)	4,397	26,324
仕入債務の増減額(△は減少)	△59,804	△99,412
未払金の増減額(△は減少)	△41,703	△67,599
未払消費税等の増減額(△は減少)	25,889	△1,451
その他の資産の増減額(△は増加)	5,358	45,573
その他の負債の増減額(△は減少)	△450	△16,858
小計	△436,564	△1,192,015
利息及び配当金の受取額	3,258	3
その他の収入	75,142	166,669
利息の支払額	△17,769	△12,488
その他の支出	△42,783	△46,991
法人税等の支払額	△25,710	-
法人税等の還付額	454	496
営業活動によるキャッシュ・フロー	△443,973	△1,084,324
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△793,468	△34,995
有形固定資産の売却による収入	-	755,740
無形固定資産の取得による支出	△1,920	-
投資有価証券の売却による収入	78,266	-
貸付金の回収による収入	366	189
差入保証金の差入による支出	△4,404	-
差入保証金の回収による収入	20,000	377,757
資産除去債務の履行による支出	△8,095	△327,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	△709,255	771,067

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	280,000
関係会社短期借入れによる収入	-	500,000
短期借入金の返済による支出	-	△280,000
関係会社短期借入金の返済による支出	-	△500,000
関係会社長期借入れによる収入	930,000	-
長期借入金の返済による支出	△930,852	-
関係会社長期借入金の返済による支出	△46,500	△93,000
自己株式の取得による支出	△263	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,616	△93,046
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,200,844	△406,303
現金及び現金同等物の期首残高	1,783,924	583,080
現金及び現金同等物の期末残高	※1 583,080	※1 176,777

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において重要な当期純損失を計上し、債務超過となりました。

当事業年度におきましては、事業年度にわたり新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の発出及び営業時間の短縮要請により売上高が減少した結果、当期純損失を計上し、当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしております。

現状では新型コロナウイルス感染症の収束は見え、先行きの見通せない大変厳しい経営環境が続いていることから、営業債務の支払い及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じております。また、当事業年度におきましても債務超過が解消されず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が続いております。

当該状況を解消すべく、当社ではこれまで、店舗段階での営業利益額の範囲内で本社などの間接部門の運営を行うべく本部経費の削減等、経営資源の効率的運用及び香の川製麺の収益率を更に高める観点から、本社の遊休施設を活用して追加の投資を行わずに「カミサリー」（食品加工工場）を設立することで、従来各店舗で実施していた「仕込み作業」を集中的に行う体制に全店移行し、「カミサリー」により店舗作業がシンプルになることに伴い、更なる店舗オペレーションの向上に寄与してまいりました。

また、1月からは売上高改善に向けて商品の品揃えを変更し、カミサリーの効果を活かした低価格で販売する実験を行っております。

さらに今後の事業運営に必要な資金を、不動産の売却と金融機関からの調達により行う予定であります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品 総平均法による原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖により発生すると合理的に見込まれる閉店関連損失額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定して計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資を範囲といたしております。

6 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1 有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

減損損失 55,940千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定、将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。新型コロナウイルス感染症について、日本では再度の緊急事態宣言が発出される等、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響は2022年3月までは継続するものと仮定して、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた10,352千円は、「未収入金」9,920千円、「その他」432千円として組替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額」に含めていた「未払金の増減額」は金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額」に表示していた△42,154千円は、「未払金の増減額」△41,703千円、「その他の負債の増減額」△450千円として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社ジョイフル	270,000千円	210,000千円

※2 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△122,510千円	一千円
(うち、賃貸等不動産に係る差額)	(一千円)	(一千円)

(注) 当事業年度においては、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

※3 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する営業外費用は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払利息	8,363千円	11,666千円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	一千円	13,595千円
工具、器具及び備品	—	4,063
土地	—	141,818
計	—	159,478

※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大阪府 大東市	本社	建物、工具、器具及び備品、土地等	59,641
大阪府 大阪市他	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、土地等	1,516,149

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店の意思決定を行った資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,575,791千円)として特別損失を計上いたしました。その内訳は、建物1,111,075千円、工具、器具及び備品133,413千円、土地256,501千円及びその他74,800千円であります。なお、資産グループの回収可能価額は土地については売却見込額等による正味売却価額により測定し、その他については売却不能と判断し備忘価額としております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大阪府 大阪市他	事業用資産	建物	55,940

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店の意思決定を行った資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	5,071千円	0千円
構築物	0	0
機械及び装置	0	0
工具、器具及び備品	1,448	1
計	6,519	2

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,855,699	—	—	2,855,699
A種優先株式 (株)	1	—	—	1

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,433	164	—	3,597

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,855,699	—	—	2,855,699
A種優先株式 (株)	1	—	—	1

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,597	61	—	3,658

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	587,080千円	180,777千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△4,000	△4,000
現金及び現金同等物	583,080	176,777

2 重要な非資金取引の内容

資産除去債務の増減

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	244,426千円	83,122千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、フードサービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に親会社からの借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

前事業年度(2020年3月31日)

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、総て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で9年6ヶ月であります。未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

当事業年度(2021年3月31日)

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、総て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で8年6ヶ月であります。未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に基づき定期的取引相手毎の残高を管理しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しながら、手許流動性を適正水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

前事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	587,080	587,080	—
(2) 売掛金	47,125	47,125	—
(3) 未収入金	9,920	9,920	—
(4) 差入保証金	839,670	841,599	1,928
資産計	1,483,796	1,485,725	1,928
(1) 買掛金	141,910	141,910	—
(2) 未払金	254,851	254,851	—
(3) 未払法人税等	24,906	24,906	—
(4) 長期借入金(※)	2,383,500	2,374,281	△9,218
負債計	2,805,168	2,795,949	△9,218

(※) 長期借入金には1年内の返済予定分及び関係会社長期借入金を含んでおります。

当事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	180,777	180,777	—
(2) 売掛金	3,587	3,587	—
(3) 未収入金	107,254	107,254	—
(4) 差入保証金	447,082	447,394	312
資産計	738,702	739,014	312
(1) 買掛金	42,497	42,497	—
(2) 未払金	191,542	191,542	—
(3) 未払法人税等	42,125	42,125	—
(4) 長期借入金(※)	2,290,500	2,282,260	△8,239
負債計	2,566,665	2,558,426	△8,239

(※) 長期借入金には1年内の返済予定分及び関係会社長期借入金を含んでおります。

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	2020年3月31日(千円)	2021年3月31日(千円)
非上場株式	9,000	9,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	587,080	—	—	—
売掛金	47,125	—	—	—
未収入金	9,920	—	—	—
差入保証金	115,067	598,344	63,135	11,000
合計	759,192	598,344	63,135	11,000

当事業年度 (2021年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	180,777	—	—	—
売掛金	3,587	—	—	—
未収入金	107,254	—	—	—
差入保証金	197,720	182,900	28,635	—
合計	489,339	182,900	28,635	—

(注) 4 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	93,000	93,000	393,000	393,000	393,000	1,018,500
合計	93,000	93,000	393,000	393,000	393,000	1,018,500

当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年 以内(千円)	2年超3年 以内(千円)	3年超4年 以内(千円)	4年超5年 以内(千円)	5年超 (千円)
長期借入金	93,000	393,000	393,000	393,000	393,000	625,500
合計	93,000	393,000	393,000	393,000	393,000	625,500

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日）

非上場株式(貸借対照表計上額9,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2021年3月31日）

非上場株式(貸借対照表計上額9,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	78,266	29,428	—
合計	78,266	29,428	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	—千円	—千円
退職給付費用	—	860
退職給付の支払額	—	—
退職給付引当金の期末残高	—	860

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度—千円 当事業年度860千円

3 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度16,652千円、当事業年度1,356千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税及び未払事業所税	2,509千円	3,124千円
貸倒引当金	590	310
一括償却資産	2,228	763
減損損失	572,114	257,951
資産除去債務	178,978	61,951
土地評価損	481,481	99,712
税務上の繰越欠損金(注)2	1,343,858	2,201,484
店舗閉鎖損失引当金	109,144	2,231
事業整理損失引当金	71,365	—
退職給付引当金	—	293
繰延税金資産小計	2,762,271	2,627,823
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	△1,343,858	△2,201,484
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△1,418,412	△426,338
評価性引当額小計(注)1	△2,762,271	△2,627,823
繰延税金資産合計	—	—
(繰延税金負債)		
資産除去債務	0	13,566
繰延税金負債合計	0	13,566
繰延税金負債の純額	0	13,566

(注) 1 評価性引当額が134,448千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したものの、売却や履行等により、減損損失、資産除去債務、土地評価損及び店舗閉鎖損失引当金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	235,280	73,060	123,018	312,844	59,813	539,843	1,343,858
評価性引当額	235,280	73,060	123,018	312,844	59,813	539,843	1,343,858
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	73,059	123,018	312,844	59,813	124,524	1,508,223	2,201,484
評価性引当額	73,059	123,018	312,844	59,813	124,524	1,508,223	2,201,484
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業店等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～17年と見積り、割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率(1.395%～1.885%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	287,056千円	525,016千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,177	—
履行による減少額	△7,550	△426,838
時の経過による調整額	1,083	428
見積りの変更による増加額	240,249	83,122
期末残高	525,016	181,729

(4) 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行い、83,122千円を資産除去債務に加算しております。

なお、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失を計上したため、営業損失及び経常損失が690千円増加し、税引前当期純損失が56,631千円増加しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府等近畿地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は13,172千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、減損損失は127,455千円(特別損失に計上)であります。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,317千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	341,167千円	213,319千円
	期中増減額	△127,848	△143,762
	期末残高	213,319	69,557
期末時価		332,546	107,577

- (注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額のうち、前事業年度の主な減少は、減損損失及び減価償却費であります。当事業年度の主な減少は、売却によるものであります。
3 期末の時価は、固定資産税評価額及び路線価に基づいております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当社は、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当社は、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	大分県大分市	6,000,000	レストラン事業	被所有直接52.46%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注1) 資金の返済 利息の支払(注1) 債務保証(注2)	930,000 46,500 8,363 270,000	1年内返済長期借入金 長期借入金 その他の流動負債 —	93,000 2,290,500 525 —

(注) 1 資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	大分県大分市	6,000,000	レストラン事業	被所有直接52.46%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注1) 資金の返済 利息の支払(注1) 債務保証(注2)	500,000 593,000 11,666 210,000	1年内返済長期借入金 長期借入金 その他の流動負債 —	93,000 2,197,500 525 —

(注) 1 資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

㈱ジョイフル(福岡証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△515.89円	△607.21円
1株当たり当期純損失(△)	△915.67円	△91.30円

(注) 1 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(△)	△2,603,683千円	△252,380千円
普通株主に帰属しない金額	8,000千円	8,000千円
(うち優先配当額)	(8,000千円)	(8,000千円)
普通株式に係る 当期純損失(△)	△2,611,683千円	△260,380千円
普通株式の期中平均株式数	2,852,206株	2,852,065株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額	△1,028,009千円	△1,280,436千円
純資産の部の合計額から控除する金額	443,353千円	451,353千円
(うち優先株式払込金額)	(400,000千円)	(400,000千円)
(うち優先配当額)	(43,353千円)	(51,353千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△1,471,362千円	△1,731,789千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	2,852,102株	2,852,041株

(重要な後発事象)

当社は2021年4月9日開催の取締役会において、資金の借入を行うことについて決議し、実行いたしました。

- (1) 借入先：株式会社伊予銀行
- (2) 借入用途：運転資金
- (3) 借入金額：200,000千円
- (4) 利率：対外的に公表している短期プライムレート
- (5) 借入実行日：2021年4月15日
- (6) 返済期日：2021年10月15日（期日一括返済）
- (7) 担保提供：有担保（土地・建物）

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,835,807	103,187	3,074,543	1,864,451	1,727,296	63,436 (55,940)	137,154
構築物	492,529	1,300	232,614	261,214	260,003	89	1,210
機械及び装置	23,124	—	16,779	6,345	6,345	—	0
車両運搬具	2,043	—	—	2,043	2,042	—	0
工具、器具及び備品	1,307,454	1,951	727,512	581,893	580,388	447	1,504
土地	1,211,014 [111,166]	—	596,261 [△27,096]	614,752 [138,263]	—	—	614,752
有形固定資産計	7,871,973 [111,166]	106,438	4,647,712 [△27,096]	3,330,699 [138,263]	2,576,077	63,973 (55,940)	754,622
長期前払費用	25,217	—	15,282	9,934	4,000	963	5,934

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	資産除去債務の見積りの変更	96,427千円
	その他機器更新入替等	6,760千円

2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	除却	3,074,543千円
構築物	除却	232,614千円
機械及び装置	除却	16,779千円
工具、器具及び備品	除却	727,512千円
土地	売却	596,261千円

3 当期首残高、当期減少額及び当期末残高のうち〔 〕内は内書きで土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。なお、「当期減少額」は土地の一部売却によるものであります。

4 当期償却額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

5 当期末減価償却累計額又は償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 関係会社長期借入金	93,000	93,000	0.417	—
関係会社長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く)	2,290,500	2,197,500	0.419	2029年9月30日
合計	2,383,500	2,290,500	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

- 2 関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済
予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
関係会社長期借入金	393,000	393,000	393,000	393,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,733	910	—	1,733	910
店舗閉鎖損失引当金	320,164	—	259,355	54,263	6,545
事業整理損失引当金	209,345	—	185,197	24,147	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

2. 店舗閉鎖損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、実績値との差額による戻入額であります。

3. 事業整理損失引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、実績値との差額による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復 義務	525,016	83,550	426,838	181,729

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

(イ)現金及び預金

内訳	金額(千円)	
現金		11,837
銀行預金		168,940
当座預金	141,504	
普通預金	23,200	
別段預金	234	
定期預金	4,000	
計		180,777

(ロ)売掛金

(a)相手先別内訳

相手先名	金額(千円)
和歌山県 (GoToEatお食事券)	1,387
大阪府 (GoToEatお食事券)	1,092
奈良県 (GoToEatお食事券)	625
京都府 (GoToEatお食事券)	260
その他	222
計	3,587

(b)回収状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
47,125	31,795	75,332	3,587	95.5	291.1

(注) 1 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{(\text{期首残高} + \text{期末残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 365}$$

2 当期発生高には消費税等が含まれております。

3 2020年6月の一部店舗閉店に伴い、クレジットカードを取扱う店舗がなくなったため、前期末に比べ、売掛金からクレジットカードの利用額が減少しております。

(ハ) たな卸資産

(a) 商品

品目	金額(千円)
魚介類	1,310
野菜・果物類	1,178
肉類	1,167
ドリンク類	1,165
ソース類	1,025
その他	330
計	6,178

(b) 貯蔵品

品目	金額(千円)
消耗品	676
計	676

(ニ) 未収入金

区分	金額(千円)
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等	55,200
消費税還付未収金	27,239
雇用調整助成金	22,006
その他	2,808
計	107,254

② 投資その他の資産

差入保証金

内訳	金額(千円)
店舗賃借保証金(38件)	409,185
店舗建築協力金(5件)	37,827
その他(2件)	70
計	447,082

③ 流動負債

(イ)買掛金

相手先名	金額(千円)
(株)トーホーフードサービス	22,273
日本ミート販売(株)	5,058
関西トランスウェイ(株)	5,056
(株)マルハニチロ	2,837
トリゼンフーズ(株)	1,718
その他	5,553
計	42,497

(ロ)未払金

相手先名	金額(千円)
厚生年金保険料	54,067
従業員(給料)	49,011
(有) ラックプラス	31,025
(株)ジョイフル	11,747
関西電力(株)	5,936
その他	39,754
計	191,542

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	466,661	975,110	1,474,056	1,894,105
税引前四半期(当期)純損失(△) (千円)	△453,964	△216,230	△228,304	△234,523
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△460,082	△212,300	△227,254	△252,380
1株当たり四半期(当期)純損失(△) (円)	△162.02	△75.84	△81.78	△91.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△) (円)	△162.02	86.18	△5.94	△9.51

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で 按分した金額とします。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とします。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができ ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおり です。 http://www.friendly-co.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名 株式会社ジョイフル

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------------------|---------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の確認書 | 事業年度
(第66期) | 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 | 2020年7月31日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書 | 事業年度
(第66期) | 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 | 2020年7月31日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | 事業年度
(第67期第1四半期) | 自 2020年4月1日
至 2020年6月30日 | 2020年8月11日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第67期第2四半期) | 自 2020年7月1日
至 2020年9月30日 | 2020年11月9日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第67期第3四半期) | 自 2020年10月1日
至 2020年12月31日 | 2021年2月15日
近畿財務局長に提出。 |
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2020年8月3日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2020年11月9日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
2020年11月12日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2021年1月26日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2021年2月15日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書
2021年6月1日 近畿財務局長に提出
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書の訂正臨時報告書（2020年8月3日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書）
2020年10月1日 近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社フレンドリー
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 邊 太 郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 許 仁 九 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンドリーの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において重要な当期純損失を計上したことで債務超過となり、当事業年度においても債務超過が解消されない状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損損失の認識要否の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産754,622千円が計上されており、総資産の48%を占めている。固定資産は、継続的な営業赤字等の減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。</p> <p>会社は、減損会計の適用にあたり、単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である店舗を資産グループとし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び閉店の意思決定を行った資産グループ等、減損の兆候があると判定された資産グループについて減損損失の認識要否の判定を実施しており、その判定に当たっては将来キャッシュ・フローの見積りが使用される。将来キャッシュ・フローは経営者によって承認された事業計画等を基礎とするが、これには新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定、将来の営業損益の予測等、経営者による重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれる。</p> <p>以上から、当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識要否の判定の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識要否の判定の妥当性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識要否の判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候の判定の妥当性 ・会社が作成した減損検討資料を入手し、店舗別の損益及び有形固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合した。 ・店舗別損益の計算に当たって各店舗に配賦された本社費用の妥当性を再計算により確かめた。 ・閉店後間もなく、当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている店舗について、実際のマイナスの額が予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないか検討した。 ・取締役会議事録を閲覧し、閉店の意思決定が行われた店舗の有無を把握した。</p> <p>(3) 将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性 ・将来キャッシュ・フローの見積りが経営者によって承認された事業計画と整合していることを確かめた。 ・将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定について、経営者に対する質問、過年度の実績との比較等により、その合理性を確かめた。 ・将来の営業損益（例えば売上高、原価率等）の重要な仮定に対する評価を行い、将来キャッシュ・フローに重要な仮定の変化が与える不確実性が適切に織り込まれているか検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及

び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フレンドリーの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フレンドリーが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	株式会社フレンドリー
【英訳名】	FRIENDLY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國 吉 康 信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 國吉康信は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たって、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、当社の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高を指標とし、概ね2/3の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定し、それらの事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予想を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2021年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	株式会社フレンドリー
【英訳名】	FRIENDLY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國 吉 康 信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 國吉康信は、当社の第67期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。